



JAPSW 発第 17-71 号
2017 年 5 月 25 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
部長 堀江 裕 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木 一 恵



障害福祉サービス等報酬改定に向けた要望書

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、改革の背景と方向性を示され、当面の改革工程に基づき検討課題に取り組まれていることと存じます。間もなく開始される 2018 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討も、地域共生社会の実現を視野に入れて行われるものと承知しております。

つきましては、この度の障害福祉サービス等報酬改定の検討に際して、本協会はソーシャルワーカーとして精神障害者の社会的復権を目指し、地域生活における相談支援を実践する専門職の立場から、下記の通り要望いたしますので、精神障害者もあたり前に暮らせる地域共生社会を実現するために、ご高配のほどよろしく願いいたします。

記

1. 指定障害福祉サービスに関すること

1) 自立訓練（生活訓練）

○訪問による生活訓練サービス費の報酬単価の上乗せを検討してください。

○生活訓練サービス費（Ⅱ）において、所要時間 2 時間以上の場合の報酬を新設してください。

【理由】通所サービスの利用に馴染めず、自宅に引きこもりがちになる精神障害者が多くいるため、訪問による自立訓練は、社会参加を促す一助となっています。きめ細やかな本支援に対して、適正に評価してください。また、2 時間以上の場合の報酬の新設は、例えば、バスや電車の乗降等の訓練の実施が 2 時間未満では難しいことから、訓練内容に照らして必要と考えます。

2) 就労支援

○相談支援事業所においても、就労定着支援を実施できるようにしてください。その際の報酬は、地域移行支援サービス費に照らして、ひと月につき2,300点が適正と考えます。

【理由】現行では、就職し福祉サービスの利用が無くなると、就労定着をフォローできる関係機関が限られてしまいます。精神障害者が企業等に定着していくことは、本人にとっても、企業等にとっても重要な課題となります。相談支援事業所において就労定着支援を実施することは、大いなる見守りにつながると考えます。

○就労継続支援A型サービス費については、労務管理について評価し、「初期労務管理加算（仮称）」を新設してください。

【理由】就労継続支援A型はB型と違い労務管理業務に大きな労力を必要とします。特に利用初期においては、社会保険関連の書類の作成及び提出等B型にはない業務と経費が発生します。そのため、暫定支給決定によるアセスメントから個別支援計画作成までの基本的な関わりができていることを前提として、例えば「初期労務管理加算（仮称）」を新設して、雇用時の労務管理関連の業務を適正に評価することが必要と考えます。

○就労移行支援において2年間の標準利用期間を超えた場合でも、報酬単価を就労支援継続B型と同程度にして継続利用を可能にしてください。

【理由】一般就労を目指して2年間努力してきた利用者が、病状の悪化等により就労移行支援の利用開始から2年を経過する時期において就職活動ができなくなったものの、就労をあきらめられず、支援を受け続けたいという場合など、精神障害者の病状の波にも対応できる制度設計が必要と考えます。

○就労移行支援については、基本報酬の見直しも含め、より質の高い支援を行う体制を整備した事業所を評価するしくみに変えてください。

【理由】そもそも就労移行支援事業は、利用者に就労移行してもらうことが使命であり、基本報酬も他事業より高く設定されています。就労移行は本来の目的であり、就労移行にかかる加算を高く設定するのではなく、むしろ支援の質を担保する加算を評価していただきたいと思います。単に就労移行を評価するのではなく、フルタイム雇用につなげた人数を評価したり施設外支援の活用が多い事業所を評価したりするしくみを検討してください。

○就労定着支援体制加算を継続してください。

【理由】前回の改定で創設された就労定着支援体制加算は、6か月から36か月までの就労定着者に対する就労移行支援事業所による支援を評価するもので、きちんと支援したことが評価される大変意義のある改定でした。これによって、厚みのある支援を受けられた方は多かったと思います。そのため、就労定着支援に係るサービス費とは別に、就労移行支援事業において継続した支援を受けられるように、就労定着支援体制加算を継続してください。

3) 共同生活援助

○重度対応型グループホームの設置を促進するためには、仕事量を適正に評価してください。また、重度の基準を現行の障害支援区分において3以上として設定してください。

【理由】「社会保障審議会障害者部会報告書」（2015年12月14日）においては、「障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべきである」とされております。精神障害者の地域移行支援を進めるためには、重度対応型グループホームの利用は欠かせません。精神障害者の場合は、支援の必要量に比べて障害支援区分が低く出る傾向は続いており区分4以上になる方が少ないため、緩和措置が必要です。

○重度の精神障害者の対象者は、病状ではなく、生活のしづらさで判断してください。

【理由】重度の精神障害者とは、入院治療は必要ないと判断があるものの、コミュニケーションを取る際に本人の特徴理解が必要な人、一定の幻覚妄想が残存し行動障害を伴う（妄想に左右されるなど病状による生活のしづらさがある）人と考えます。

具体的には、以下のような生活のしづらさを持つ精神障害者を重度対応型グループホームの対象として想定する必要があります。

- ・長期入院による地域生活への不安がありこの不安や緊張から精神症状が揺れやすい特性がある人
- ・強いこだわりによる生活のしづらさがある人
- ・病状により判断に現実性が乏しく生活の力の見立てが支援者と大きく異なる人
- ・支援へのつながりにくさがある人
- ・これらにより地域生活の体験（チャレンジ）と生活技術や社会性の再獲得が必要な人
- ・暮らしの場において服薬・体調管理や金銭管理の頻回な支援や、不安による頻回な確認への十分な対応が必要な人
- ・身体合併症があり医療的ケアが必要な人

2. 指定相談支援に関すること

1) 地域相談支援（地域移行支援）について

○地域移行支援の利用を促進するため、地域移行支援に関する一定の研修を修了した精神保健福祉士を配置した事業所に、特定の加算をつけてください。

【理由】精神疾患により1年以上入院している患者は、約18.5万人いるとされていますが、地域移行支援の給付実績は500件前後で推移しているのが実情です。長期入院している患者の退院支援を促進するために、地域移行支援の一層の促進を期待します。そのために、地域移行支援に関する一定の研修を修了した精神保健福祉士を配置して地域移行支援に取り組んだ指定一般相談支援事業所に対して、特定の加算を設ける必要があると考えます。

2) 地域相談支援（地域定着支援）

○地域定着支援の活用を促進するために、夜間帯のかけつけ支援、触法等の障害者に対する対応支援、電話やメールが頻回な方へ支援を加算の対象にしてください。

【理由】精神障害者が地域生活を安定して過ごすためには、見守り支援である地域定着支援の拡充が必要です。そのために緊急時支援費が設定されていますが、夜間の緊急時支援においては、少ないマンパワーで支援を行っている現状にあるため、さらなる加算が必要です。

また、地域定着支援は医療観察法に基づく通院医療の利用者等も対象となりますが、宿泊型自立訓練・共同生活援助には地域生活移行個別支援特別加算があるように、医療観察法のケア会議に呼ばれる頻度や関係機関との連絡調整の多さ、本人や関係者の見守りをしていくために、地域定着支援にも同様の加算が必要です。

さらに、精神障害の特性から、病状が不安定になっている場合や不安感が募っている場合は、一時的に電話やメール相談の回数が頻回になることもあるため、頻回に対応した際の集中支援加算を新設することが適切であると考えます。

3) 計画相談支援

○現行で特別地域加算はありますが、移動距離に応じた加算を新たに検討してください。

【理由】山間部や過疎化が進んでいる地域においては、交通の利便性が悪く、訪問する際の移動距離が長く時間をたくさん必要とする場合が多くありますので、移動距離に応じた報酬の設定も必要と考えます。

○月に4回以上の対面支援をした場合の「集中支援加算」を新設してください。

【理由】モニタリングは、毎月や3か月、6か月などその方の状態に応じて頻度を調整し、その方との関係性を大切にしながら行っています。精神障害者の場合、毎月のモニタリングとしている場合であっても、その方の状況から月に複数回面接することもあります。このため、対面による支援を月4回以上実施した場合は、集中支援加算の算定できるようにすることが必要であると考えます。

○ピアサポーターが、自立生活援助、地域移行支援、就労定着支援など活躍する場を広げていくために、ピアサポーターを配置した事業所に対する一定の加算を要望します。加算の対象となるピアサポーターは、一定の養成研修の修了を必須とし、その養成研修は専門職も一緒に受講することを要望します。

【理由】ピアサポーターの活躍や実践は全国各地で行われていますが、その養成のための研修カリキュラム、活動の場及び報酬に係る補助等は都道府県ごとに異なり、「精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業」に限ってみても全国一律の基準はなく、位置づけが不明瞭です。

このような現状の中では、ピアサポーターの雇用は難しく、ピアサポーターによる支援を必要としている人に安定したサービスを提供することができません。地域移行等に携わるピアサポーターの資格要件に、一定の研修受講を明記することで、地域移

行支援チームの一員として、他の専門職と対等に活躍することが期待できると考えます。

また、2018年度から始まる、自立生活援助、就労定着支援などへのピアの活躍の場が広がることも期待されます。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局

〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : office@japsw.or.jp